

特別支援教育における被虐待児童への対応等に関する研究 —虐待の原因のタイプとその特徴について—

林幸範*¹⁾，石橋裕子²⁾，今林俊一³⁾

- 1) 滋賀短期大学 幼児保育学科，2) 帝京科学大学 教育人間科学部，
3) 鹿児島大学 教育学部

A Study on the correspondence etc. to battered child in Special Support Education —About the Type of battered Cause and the Characteristic of Special Support Education—

Yukinori HAYASHI*¹⁾，Yuko ISHIBASHI²⁾，Shunich IMABAYASHI³⁾

- 1) Department of Early Childhood Care and Education Shiga Junior College，
2) Faculty of Education & Human Science Teikyo University of Science，
3) Department of Education Kagoshima University

抄録：林らが実施してきた実践及び研究から，発達障害傾向の児童生徒以外にも，被虐待児の対応等にも問題があることが明確となった。そこで，特別支援教育における被虐待児への対応等についての実態を調べるために全国規模の緊急調査を実施した。その結果，①調査校の約4割に平均約2.8人の被虐待児がおり，②このうち特別支援教育の対象なのは2割ほど，③被虐待児への対応は，教員間や児童相談所等との連携などが中心で，④被虐待児の学習への配慮は小中とも1割にも満たず学習への対応がほとんどないこと等が明らかとなった。さらにこれらの特徴を明確にするために，虐待の原因を基本に数量化Ⅲ類を実施，4タイプが抽出された。この4タイプの分析から，各タイプ間での差が少ないが，現在勤務校にいる被虐待児童のうち特別支援教育を受けている児童生徒は，『意識変化重視型』に多く，勉強がわからない児童生徒では『経済変化重視型』，家庭環境に問題がある児童生徒では『意識変化軽視型』に，対象拡大の対象を考えている養護教諭が多いなど，各タイプ間で差がみられた。

キーワード：多変量解析，被虐待児，特別支援教育，虐待の原因のタイプ

*E-mail: y-hayasi@sumire.ac.jp

1. はじめに

石橋・今林・林らは、現在「特別支援教育に関する研究会」を組織して、特別支援教育の研究を系統的に研究や実践を実施し、その研究成果を公表してきた。特に、平成24年度から3カ年科研費による養護教諭と教職員の連携についての研究からは、①情報の共有化への積極性、②教職員等の連携に対しての積極性、③連携以外の特別支援教育に対して積極性、④養護教諭の学習指導への参加などが特別支援教育を推進する上で重要な要因であることなどが明らかとなった^{1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9)}。

さらに、同時に実施したヒアリング調査やモデル研究、実践研究から、教育現場では、特別支援教育の対象である発達障害の傾向の児童生徒ばかりではなく、被虐待児（注：被虐待児とは、虐待を受けている又はその疑いのある児童生徒のこと。）や生徒の対応等についても問題を抱えていることが言及された。このことは、科研費の研究で実施した調査の自由記述の中にも記載されており、教育現場では、被虐待児への支援、特に特別支援教育としての支援がなされていないことも明確となった。

ところで、文部科学省は、玉井邦夫を中心とした研究会を構成して、平成18(2006)年に『学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)』¹⁰⁾を公表した。その報告書によると、被虐待児童の発見と通告だけではなく、特別支援教育との関係など学校での対応について、数多くの提言が行っており、さらに研修用資料も公表し、現在ではDVD化され、教育委員会などに配布されている。しかしながら教育現場での実態となると、先述したような状況であり、実態に関しての調査もなされていないかった。

そこで、特別支援教育における被虐待児への対応等についての実態などを調べるために全国規模の緊急調査を実施した。その結果、①勤務校の約4割の学校に被虐待児がおり、その数は平均約2.8人、②このうち特別支援教育の対象なのは2割ほどで小学校の方が多く、③被虐待児への対応は、教員間や児童相談所等との連携などが中心で、マニュアルがあるのは小学校で2割・中学校で1.5割ほど、④被虐待児の学習への配慮は小中とも1割にも満たず、被虐待児に対しての授業方法の確立が必要と考えているのは2割弱で、被虐待児に対する学習への対応をあまり考えていないこと等が明らかとなった^{11) 12) 13)}。このことから、先述した文部科学省の報告書での提言のうち、緊急措置以外の施策が教育現場ではほとんど実施されていないことが明確となった。

ところで、施設に入所する被虐待児は極一部で、大部分は面接指導が実施されているため、家庭に帰され、学校で学習をしている。被虐待児は、杉山¹⁴⁾が指摘しているように『第4の発達障害』と考え、成因から一般の情緒障害とは異なった対応を考慮すべきである。さらに、2019年度からの教職課程の再認定により、「特別支援教育」は必修となり、コアカリキュラムでは、全体目標として、「(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」をあげ、その対象を発達障害の児童生徒ばかりではなく、学習が困難な児童生徒に拡大をしている。そのため、

学校での学習法も、被虐待児へも対応できる新たな方法を構築することが必要であるが、全くといってよいほど実施されておらず、さらに、文科省の報告書で指摘があるように特別支援教育における被虐待児の教育支援もほとんど実施されていないことなどの実態が緊急調査から明らかとなった。

そこで、本論文では、この緊急で実施した全国の養護教諭調査で明らかになった、特別支援教育と被虐待児童への対応等についての特徴をより明確にするために虐待の原因を基本に林の数量化Ⅲ類を実施し、そのタイプの特徴を明確にし、特別支援教育における被虐待児童への対応等の特徴について検討をする。なお、本論文は、主に2018年度に学会などで公表した論文の再分析である¹⁵⁾ 16) 17) 18) 19)。

2. 方法

2.1. 調査時期

平成25年7月～8月に実施。

2.2. 調査対象 (表1)

調査対象校は、全国の公立の小学校・中学校を対象に層化法（地域別・規模別など）で抽出し、各学校1名の養護教諭に実施した。なお、対象校数などの詳細は、表1を参照。

表1 調査対象校と回答数

	調査対象校数	回答者数	回収率
小学校	1,952校	413名 (66.5%)	21.2%
中学校	1,007校	204名 (32.9%)	20.3%
小中一貫校	—	2名 (0.3%)	—
無回答	—	2名 (0.3%)	—
計	2,959校	621名 (100.0%)	21.0%

2.3. 調査方法

調査方法は、質問誌法・郵送法で実施した。なお、調査は、研究の主旨及びデータの使用について記載した調査依頼書を同封し、賛同した養護教諭のみに返送をするという方法で実施をした。

2.4. 回収 (表1)

回答者総数は、621名で、回収率は、21.0%であった。なお、詳細は、表1を参照。

2.5. 分析

回答者数621名全数で分析を実施した。虐待の原因に関する項目について、タイプ分けをするために「数量化Ⅲ類」の分析を実施し、その結果からタイプ分けを実施した。そのタイプ別に各項目のクロス集計などを実施した。なお、「無回答」は、表からは除外をしてあるが、基本的には、総数・総

計を母数として計算した割合であるので、「無回答」も含まれる。

2.6. 凡例

- ① () の数字は総数を母数とした%。[] の数字は総計等を母数とした%。
- ② 「囲込み数字」は 50.0% 以上、「斜体太字数字」は 90.0% 以上の数値とした。「≫」は 30% 以上、「>」は 10.0% 以上、「≐」は 10.0% 未満、「=」は 1.0% 未満の差があり、「≡」は同値とした。
- ③ 各表の「丸数字」(①など)は、総数の割合の順位、「白抜き数字」(②など)は、総計の順位とした。「斜め数字」(601 (100.0%)など)は、各項目別の第1位とした。なお、順位は 0 (0.0%)・「無回答」は除外した。

3. 結果

3.1. 数量化Ⅲ類の結果

虐待の原因に関する項目について、「数量化Ⅲ類」を実施した。数量化Ⅲ類とは、質的データにおいて反応パターンから、類似したケースやカテゴリーを分類し、特性を調べるための統計的手法である。そのため、無回答など適さないカテゴリーが含まれているケースを除外することが多い。本分析では、虐待の原因のタイプを明確にすることから、「原因である」「原因でない」のカテゴリー以外の「無回答」などのカテゴリーは除外して分析した。

なお、質的データとは、競争の順位などのように数値間に意味がなく順序のみを比較できるデータ(順序尺度・序数尺度)や、学級番号などのように数値間に意味がないデータ(意義尺度)のことであり、非連続量や非連続データともいわれている。

①数量化の結果(表2・図1)

虐待の原因の項目 16 項目のうち「わからない」「その他」の 2 項目を除く 14 項目を数量化Ⅲ類で分析した結果が、表 2 であり、それを図示したのが図 1 である。

表 2 から、1 軸は、「共働き：原因である」「道徳の崩壊：原因である」「核家族の増加：原因である」「子どもの私物化：原因である」「一人親の増加：原因である」…「貧困：原因でない」「親の意識：原因でない」「経済的不安：原因でない」「家庭の崩壊：原因でない」「親のストレス：原因でない」の順であった。2 軸は、「体罰の肯定：原因である」「子どもの私物化：原因である」「道徳の崩壊：原因である」「親子関係の変化：原因である」「貧困：原因でない」…「親子関係の変化：原因でない」「共働き：原因である」「貧困：原因である」「一人親の増加：原因である」「親の意識：原因でない」の順であった。

このことから、1 軸のカテゴリー値のプラス(+)側の項目は、原因であると考えている項目が集まっており、逆に、マイナス(-)側の項目では原因でないと考えている項目が集まっている。そこで、この 1 軸は、「虐待の原因の重視度」を表しており、原因について重視しているか、していないかという「重視－軽視」軸ということがいえよう。さらに、2 軸のカテゴリー値のプラス(+)項

目を見てみると、虐待の原因のうち子育て観や家族観などの意識的な変化を重視する項目が集まっており、逆に、マイナス(-)側の項目では外的な変化、特に経済的な変化やその変化に伴って経済的な変化も起こるような項目が集まっている。そこで、この2軸は、「家庭の変化の状況」を表しており、意識的側面の原因の変化を重視しているのか、経済的側面の原因の変化を重視しているのかという「意識的変化-経済的変化」軸ということがいえよう。

表2 子どもの虐待の原因における林の数量化Ⅲ類の結果

カテゴリー	回答者数 総数621名(100.0%)	1軸のカテゴリー値		2軸のカテゴリー値	
		原因の重視度 重視(+:プラスの数値) -軽視(-:マイナスの数値)	家庭の変化の状況 意識的变化(+:プラスの数値) -経済的变化(-:マイナスの数値)		
家庭の崩壊○:原因である	175(28.2%)		0.618		0.092
家庭の崩壊×:原因でない	441(71.0%)		-1.559		-0.231
親のストレス×:原因でない	116(18.7%)		-1.827		0.677
親のストレス○:原因である	500(80.5%)		0.424		-0.157
親の意識○:原因である	205(33.0%)		0.584		0.933
親の意識×:原因でない	411(66.2%)		-1.171		-1.870
核家族の増加○:原因である	431(69.4%)		1.473		-0.985
核家族の増加×:原因でない	185(29.8%)		-0.632		0.423
一人親の増加○:原因である	364(58.6%)		1.417		-1.506
一人親の増加×:原因でない	252(40.6%)		-0.981		1.042
共働き×:原因でない	558(89.9%)		-0.306		0.110
共働き○:原因である	58(9.3%)		2.940		-1.062
親子関係の変化×:原因でない	333(53.6%)		-0.765		-0.988
親子関係の変化○:原因である	283(45.6%)		0.900		1.162
道徳の崩壊×:原因でない	474(76.3%)		-0.601		-0.425
道徳の崩壊○:原因である	142(22.9%)		2.005		1.420
経済的不安×:原因でない	257(41.4%)		-1.432		1.070
経済的不安○:原因である	359(57.8%)		1.025		-0.766
貧困×:原因でない	343(55.2%)		-1.083		1.148
貧困○:原因である	273(44.0%)		1.361		-1.443
体罰の肯定×:原因でない	459(73.9%)		-0.468		-0.816
体罰の肯定○:原因である	157(25.3%)		1.369		2.387
子どもの私物化×:原因でない	430(69.2%)		-0.617		-0.894
子どもの私物化○:原因である	186(30.0%)		1.427		2.067
固有値			0.241		0.104
寄与率			24.1%		10.4%
累積寄与率			24.1%		34.4%
相関係数			0.490		0.322

②虐待の原因における養護教諭のタイプ(図1)

数量化Ⅲ類の結果の1軸と2軸の組み合わせから、虐待の原因における養護教諭のタイプ(これ以降「原因のタイプ」とする)を示したのが、図1である。

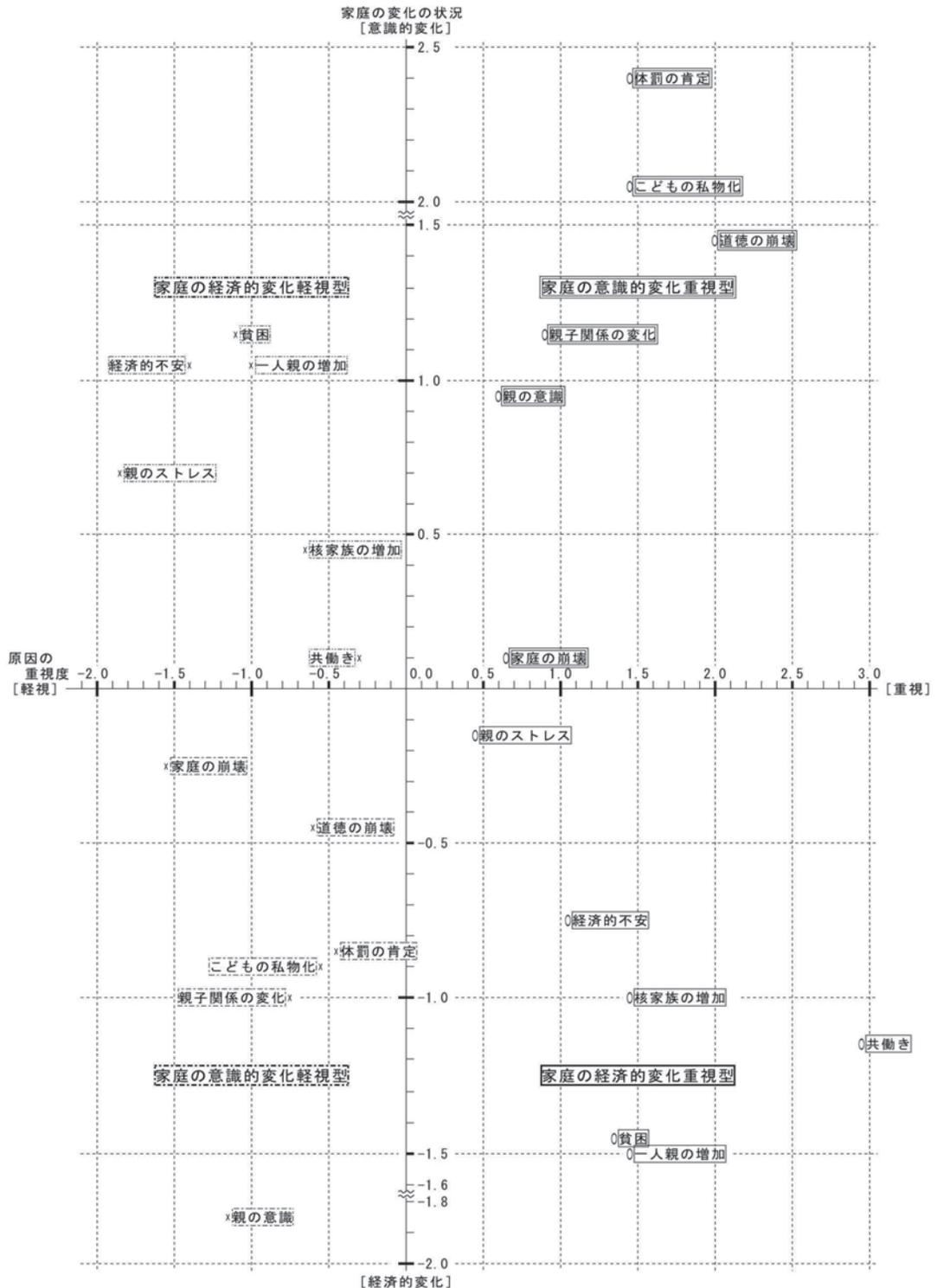


図1 虐待の原因における林の数量化Ⅲ類の結果

図1から、各象限の特徴をみてみると、第1象限は「重視－意識的变化」の象限であり、「体罰肯定：原因である」「子どもの私物化：原因である」などの項目があることから、家庭の意識的側面の変化を虐待の原因として重視しているといえるので、この象限は『家庭の意識変化重視型(意識変化重視型)』といえる。第2象限は「軽視－意識的变化」の象限であり、「貧困：原因でない」「経済的不安：原因でない」などの項目があることから、家庭の経済的側面の変化を虐待の原因として軽視しているので、この象限は『家庭の経済的外変化軽視型(経済変化軽視型)』といえる。第3象限は「軽視－経済的变化」の象限であり、「親の意識：原因ではない」「親子関係の変化：原因ではない」などの項目があることから、家庭の意識的側面の変化を虐待の原因として軽視しているので、この象限は『家庭の意識的变化軽視型(意識変化軽視型)』といえる。第4象限は「消極的－校内重視」の象限であり、「一人親の増加：原因である」「貧困：原因である」などの項目があることから、家庭の経済的側面の変化を虐待の原因として重視しているので、この象限は『家庭の経済的变化重視型(経済変化重視型)』といえる。

このように、数量化Ⅲ類からは、以上の4タイプが抽出された。除外したカテゴリーはないが、無回答は6名いた。なお、この4タイプの内訳の詳細が、表3である。

表3 子どもの虐待の原因のタイプ

虐待の原因のタイプ	総計に対する割合(%)	総数に対する割合[%]
家庭の意識的变化重視型(意識変化重視型)	134(21.8%)	134[21.6%]
家庭の経済的变化軽視型(経済変化軽視型)	168(27.3%)	168[27.1%]
家庭の意識的变化軽視型(意識変化軽視型)	178(28.9%)	178[28.7%]
家庭の経済的变化重視型(経済変化重視型)	136(22.1%)	136[21.9%]
タイプ総計	616(100.0%)	616[99.2%]
無回答	—	5[1.0%]
総数	—	621[100.0%]

③虐待の原因のタイプと虐待の原因の関係(表4)

原因のタイプ別の教員の虐待の原因の上位5位は、『意識変化重視型』では、「1.家庭の崩壊」(74.6%)、「2.親のストレス」(75.4%)、「3.親の意識」(64.2%)、「9.経済的不安」(58.2%)、「7.親子関係の変化」(55.2%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「2.親のストレス」(82.7%)、「1.家庭の崩壊」(71.4%)、「3.親の意識」(65.5%)、「9.経済的不安」(56.5%)、「10.貧困」(43.5%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「2.親のストレス」(77.5%)、「1.家庭の崩壊」(65.2%)、「3.親の意識」(64.6%)、「9.経済的不安」(57.3%)、「10.貧困」(43.3%)の順であった。『経済変化重視型』では、「2.親のストレス」(87.5%)、「1.家庭の崩壊」(74.3%)、「3.親の意識」(71.3%)、「9.経済的不安」(61.0%)、「7.親子関係の変化」(49.3%)の順であった。

虐待の原因の各項目別の第1位は、『意識変化重視型』では、「1.家庭の崩壊」(74.6%)、「7.親子関係の変化」(55.2%)、「10.貧困」(45.5%)、「6.共働き」(12.7%)の順の4項目であった。『経済変化軽視型』では、「11.体罰の肯定」(28.6%)の1項目であった。『意識変化軽視型』では、「14.その他」(14.0%)の1項目であった。『経済変化重視型』では、「2.親のストレス」(87.5%)、「3.親の意

識」(71.3%)、「9.経済的不安」(61.0%)、「5.一人親の増加」(43.4%)、「12.子どもの私物化」(40.4%)、「4.核家族の増加」(31.6%)、「8.道徳の崩壊」(28.7%)の順の7項目であった。なお、『わからない』は、『経済変化軽視型』(3.0%)≠『意識変化軽視型』(1.1%)=『経済変化重視型』(0.7%)=『意識変化重視型』(0.0%)の順であった。

表4 虐待の原因(複数回答)

	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	無回答	合計
1. 家庭の崩壊	①100(74.6%)	②120(71.4%)	②116(65.2%)	②101(74.3%)	4(80.0%)	②441(71.0%)
2. 親のストレス	②101(75.4%)	①139(82.7%)	①138(77.5%)	①119(87.5%)	3(60.0%)	①500(80.5%)
3. 親の意識	③86(64.2%)	③110(65.5%)	③115(64.6%)	③97(71.3%)	3(60.0%)	③411(66.2%)
4. 核家族の増加	⑨39(29.1%)	⑧48(28.6%)	⑧53(29.8%)	⑨43(31.6%)	2(40.0%)	⑧185(29.8%)
5. 一人親の増加	⑦52(38.8%)	⑥68(40.5%)	⑦72(40.4%)	⑦59(43.4%)	1(20.0%)	⑦252(40.6%)
6. 共働き	⑫17(12.7%)	⑫13(7.7%)	⑬17(9.6%)	⑫11(8.1%)	0(0.0%)	⑬58(9.3%)
7. 親子関係の変化	⑤74(55.2%)	⑦66(39.3%)	⑥73(41.0%)	⑤67(49.3%)	3(60.0%)	⑤283(45.6%)
8. 道徳の崩壊	⑪30(22.4%)	⑪40(23.8%)	⑪33(18.5%)	⑩39(28.7%)	0(0.0%)	⑪142(22.9%)
9. 経済的不安	④78(58.2%)	④95(56.5%)	④102(57.3%)	④83(61.0%)	1(20.0%)	④359(57.8%)
10. 貧困	⑥61(45.5%)	⑤73(43.5%)	⑤77(43.3%)	⑥61(44.9%)	1(20.0%)	⑥273(44.0%)
11. 体罰の肯定	⑩33(24.6%)	⑧48(28.6%)	⑨41(23.0%)	⑪33(24.3%)	2(40.0%)	⑩157(25.3%)
12. 子どもの私物化	⑧41(30.6%)	⑩46(27.4%)	⑨41(23.0%)	⑧55(40.4%)	3(60.0%)	⑨186(30.0%)
13. わからない	0(0.0%)	⑭5(3.0%)	⑭2(1.1%)	⑭1(0.7%)	0(0.0%)	⑭8(1.3%)
14. その他	⑬16(11.9%)	⑫13(7.7%)	⑫25(14.0%)	⑬8(5.9%)	0(0.0%)	⑫62(10.0%)
無回答	1(0.7%)	1(0.6%)	2(1.1%)	1(0.7%)	0(0.0%)	5(0.8%)
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	5(100.0%)	621(100.0%)

3.2. 原因のタイプと基本的属性(表5)

①勤務校種

原因のタイプ別の教員の勤務校種の順位は、『意識変化重視型』では、「小学校」(65.7%)>「中学校」(34.3%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「小学校」(63.1%)>「中学校」(35.7%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「小学校」(70.2%)>「中学校」(29.2%)の順であった。『経済変化重視型』では、「小学校」(66.2%)>「中学校」(33.1%)の順であった。

各勤務校種別の第1位は、「小学校」では『意識変化軽視型』(70.2%)「中学校」では『経済変化軽視型』(35.7%)であった。

②勤務地

原因のタイプ別の教員の勤務地の順位は、『意識変化重視型』では、「北海道・東北」(24.6%)≠「中部」(18.7%)≠「中国・四国」(17.2%)「関東」(16.4%)≠「九州・沖縄」(11.9%)=「近畿」(11.2%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「北海道・東北」・「関東」(各19.0%)=「中国・四国」(18.5%)≠「中部」(17.3%)≠「近畿」(14.3%)≠「九州・沖縄」(11.9%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「関東」(29.2%)≠「中部」(15.7%)≠「北海道・東北」・「近畿」(各14.6%)≠「中国・四国」・「九州・沖縄」(各12.9%)の順であった。『経済変化重視型』では、「関東」

(29.4%) ≡ 「近畿」(20.6%) ≡ 「北海道・東北」(15.4%) ≡ 「中国・四国」・「九州・沖縄」(各 11.9%) = 「中部」(11.0%) の順であった。

各勤務地別の第1位は、「北海道・東北」では『意識変化重視型』(24.6%), 「関東」では『経済変化重視型』(29.4%), 「中部」では『意識変化重視型』(11.2%), 「近畿」では『経済変化重視型』(20.6%), 「中国・四国」では『経済変化軽視型』(18.5%), 「九州・沖縄」では『意識変化軽視型』(12.9%)であった。すなわち、『意識変化重視型』『経済変化重視型』では2項目、『経済変化軽視型』『意識変化軽視型』では1項目が第1位であった。

③職名

原因のタイプ別の教員の職名の順位は、『意識変化重視型』では、「養護教諭」(99.3%) ≫ 「養護助教諭」(0.0%) の順であった。『経済変化軽視型』では、「養護教諭」(94.6%) ≫ 「養護助教諭」(3.0%) の順であった。『意識変化軽視型』では、「養護教諭」(93.3%) ≫ 「養護助教諭」(5.1%) の順であった。『経済変化重視型』では、「養護教諭」(94.9%) ≫ 「養護助教諭」(4.4%) の順であった。

各教員の職名別の第1位の虐待のタイプは、「養護教諭」では、『意識変化重視型』(99.3%) であった。

なお、「その他」が、『意識変化重視型』(0.7%) 『経済変化軽視型』(1.2%) に、本来の対象ではない「特別支援学級担任」が『経済変化軽視型』(0.6%) 『意識変化軽視型』(0.6%) 『経済変化重視型』(0.7%) に各1名いた。

④年齢(年代)・性別

原因のタイプ別の教員の年代の順位は、『意識変化重視型』では、「50代」(44.8%) > 「40代」(27.6%) > 「30代」(11.9%) = 「20代」(11.2%) > 「60代」(0.7%) の順であり、23~60歳の平均46.0歳で、男性(0.7%)よりも女性(99.3%)が多かった。『経済変化軽視型』では、「50代」(33.9%) > 「40代」(26.2%) ≡ 「30代」(19.6%) ≡ 「20代」(16.7%) > 「60代」(0.6%) の順であり、23~62歳の平均42.9歳で、女性(100.0%)のみであった。『意識変化軽視型』では、「50代」(34.8%) > 「40代」(24.7%) ≡ 「30代」(18.5%) ≡ 「20代」(17.4%) > 「60代」(2.2%) の順であり、22~61歳の平均43.0歳で、男性(1.1%)よりも女性(98.3%)が多かった。『経済変化重視型』では、「50代」(37.5%) ≡ 「40代」(27.9%) > 「20代」(15.4%) = 「30代」(14.7%) > 「60代」(2.9%) の順であり、22~62歳の平均44.3歳で、女性(100.0%)のみであった。

各年代別の第1位の虐待のタイプは、「20代」では『経済変化軽視型』(16.7%), 「30代」では『経済変化軽視型』(19.6%), 「40代」では『経済変化重視型』(27.9%), 「50代」では『意識変化重視型』(44.8%), 「60代」では『経済変化重視型』(2.9%)であった。すなわち、『意識変化重視型』は1項、『経済変化軽視型』『経済変化重視型』では各2項目、『意識変化軽視型』ではなかった。

⑤経験年数

原因のタイプ別の教員としての経験の順位は、『意識変化重視型』では、「ベテラン」(59.7%) > 「中堅」(26.9%) > 「新人」(12.7%)の順で、教員としての勤務年数の平均は22.4年、現在の学校での勤務年数は平均2.8年であった。『経済変化軽視型』では、「ベテラン」(49.4%) > 「中堅」(25.6%) ≡ 「新人」(22.0%)の順で、教員としての勤務年数の平均は19.4年、現在の学校での勤務年数は平均2.7年であった。『意識変化軽視型』では、「ベテラン」(51.7%) > 「中堅」(25.8%) ≡ 「新人」(20.8%)の順で、教員としての勤務年数の平均は19.8年、現在の学校での勤務年数は平均2.9年であった。『経済変化重視型』では、「ベテラン」(57.4%) ≧ 「新人」(21.3%) ≡ 「中堅」(18.4%)の順で、教員としての勤務年数の平均は20.2年、現在の学校での勤務年数は平均2.8年であった。

各教員としての経験別の虐待のタイプの第1位は、「新人」では『経済変化軽視型』(22.0%)、「中堅」では『意識変化重視型』(26.9%)、「ベテラン」では『意識変化重視型』(59.7%)であった。すなわち、『経済変化軽視型』では1項目、『意識変化重視型』では2項目、『意識変化軽視型』・『経済変化重視型』ではなかった。

⑥勤務校の学校規模

原因のタイプ別の勤務校の学校規模の順位は、『意識変化重視型』では、「小規模校」(62.7%) ≧ 「中規模校」(28.4%) > 「大規模校」(6.7%)の順で、平均児童生徒数は349.7名、平均通常学級数は11.9学級であった。『経済変化軽視型』では、「小規模校」(51.8%) > 「中規模校」(34.5%) > 「大規模校」(8.3%)の順で、平均児童生徒数は383.1名、平均通常学級数は12.9学級であった。『意識変化軽視型』では、「小規模校」(55.6%) > 「中規模校」(33.7%) > 「大規模校」(7.3%)の順で、平均児童生徒数は389.9名、平均通常学級数は13.2学級であった。『経済変化重視型』では、「小規模校」(53.7%) > 「中規模校」(36.0%) > 「大規模校」(6.6%)の順で、平均児童生徒数は380.1名、平均通常学級数は12.9学級であった。

各勤務校の学校規模別の第1位の虐待のタイプは、「小規模校」では『意識変化軽視型』(62.7%)、「中規模校」では『経済変化重視型』(36.0%)、「大規模校」では『経済変化軽視型』(8.3%)であった。すなわち、『意識変化軽視型』・『経済変化重視型』・『経済変化軽視型』では各1項目、『意識変化軽視型』ではなかった。

⑦特別支援学級・通級指導学級の設置

原因のタイプ別の特別支援学級・通級指導学級の設置の順位は、『意識変化重視型』では、「通級指導学級のみ」(50.0%) > 「両学級未設置」(32.1%) > 「両学級設置」(10.4%) > 「その他」(5.2%) > 「特別支援学級のみ」(1.5%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「通級指導学級のみ」(59.5%) > 「両学級未設置」(23.8%) > 「両学級設置」(11.3%) > 「特別支援学級のみ」(3.6%) > 「その他」(1.2%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「通級指導学級のみ」(50.6%) > 「両学級未設置」(26.4%) > 「両学級設置」(12.4%) > 「その他」(5.6%) > 「特別支援学級のみ」(4.5%)の順であった。

『経済変化重視型』では、「通級指導学級のみ」(46.3%) > 「両学級未設置」(30.1%) 「両学級設置」(15.4%) > 「その他」(3.7%) > 「特別支援学級のみ」(3.7%)の順であった。

各勤務校種別の第1位の虐待のタイプは、「両学級設置」では『経済変化重視型』(15.4%), 「特別支援学級のみ」では『意識変化軽視型』(4.5%), 「通級指導学級のみ」では『経済変化軽視型』(59.5%), 「両学級未設置」では『意識変化重視型』(32.1%), 「その他」では『意識変化軽視型』(5.6%)であった。すなわち, 『意識変化重視型』 『経済変化軽視型』 『経済変化重視型』では各1項目, 『意識変化軽視型』では2項目であった。

特別支援教育における被虐待児童への対応等に関する研究

表5 原因のタイプ別の基本的属性

項目		意識変化重視型	経済変化重視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計	
①勤務校種	小学校	88(65.7%)	106(63.1%)	125(70.2%)	90(66.2%)	413(66.5%)	
	中学校	46(34.3%)	60(35.7%)	52(29.2%)	45(33.1%)	204(32.9%)	
	小中一貫校	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.6%)	1(0.7%)	2(0.3%)	
	無回答	0(0.0%)	2(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)	
②勤務地	北海道・東北	①37(24.6%)	①32(19.0%)	③26(14.6%)	③21(15.4%)	②112(18.0%)	
	関東	④22(16.4%)	①32(19.0%)	①52(29.2%)	①40(29.4%)	①147(23.7%)	
	中部	②25(18.7%)	④29(17.3%)	②28(15.7%)	⑥15(11.0%)	③99(15.9%)	
	近畿	⑥15(11.2%)	⑤24(14.3%)	③26(14.6%)	②29(20.6%)	④93(15.0%)	
	中国・四国	③23(17.2%)	③37(18.5%)	⑤23(12.9%)	④16(11.8%)	④93(15.0%)	
	九州・沖縄	⑤16(11.9%)	⑥20(11.9%)	⑤23(12.9%)	④16(11.8%)	⑤77(12.4%)	
③職名	養護教諭	133(98.3%)	159(94.6%)	166(93.3%)	129(94.9%)	592(95.3%)	
	養護助教諭	0(0.0%)	5(3.0%)	9(5.1%)	6(4.4%)	20(3.2%)	
	その他	1(0.7%)	2(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(0.5%)	
	特別支援学級担任	0(0.0%)	1(0.6%)	1(0.6%)	1(0.7%)	3(0.5%)	
	無回答	0(0.0%)	1(0.6%)	2(1.1%)	0(0.0%)	3(0.5%)	
④性別・年齢(年代)	性別	男	1(0.7%)	0(0.0%)	2(1.1%)	0(0.0%)	3(0.5%)
		女	133(99.3%)	168(100.0%)	175(98.3%)	136(100.0%)	617(99.4%)
		無回答	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.6%)	0(0.0%)	1(0.2%)
	年代	20代	④15(11.2%)	④29(16.7%)	④31(17.4%)	④20(14.7%)	④96(15.3%)
		30代	③16(11.9%)	③37(19.6%)	③33(18.5%)	③21(15.4%)	③103(16.6%)
		40代	②37(27.6%)	②44(26.2%)	②44(24.7%)	②39(27.9%)	②165(26.6%)
		50代	①60(44.8%)	①67(33.9%)	①62(34.8%)	①51(37.5%)	①232(37.4%)
		60代	⑤1(0.7%)	⑤1(0.6%)	⑤4(2.2%)	⑤4(2.9%)	⑤10(1.6%)
		平均年齢	46.0	42.9	43.0	44.3	43.9
	回答者数	129	162	173	134	603	
	標準偏差	10.511	11.402	11.107	10.969	11.070	
最小年齢	23	23	22	22	22		
最大年齢	60	62	61	62	62		
⑤経験年数	新人・中堅・ベテラン別	新人(7年未満)	③17(12.7%)	③37(22.0%)	③37(20.8%)	②29(21.3%)	③121(19.5%)
		中堅(7~20年未満)	②36(26.9%)	②43(25.6%)	②46(25.8%)	③25(18.4%)	②150(24.2%)
		ベテラン(20年以上)	①60(44.8%)	①83(49.4%)	①92(51.7%)	①78(57.4%)	①337(54.3%)
	教員としての経験年数	平均年数	22.4	19.4	19.8	20.2	20.4
		回答者数	133	163	175	132	603
		標準偏差	11.518	12.219	12.084	12.157	12.028
		最小年数	0	0	0	0	0
		最大年数	39	42	41	40	42
	現在の勤務校での経験年数	平均年数	2.8	2.7	2.9	2.8	2.8
		回答者数	133	162	173	134	607
標準偏差		2.136	2.377	2.360	3.132	2.504	
最小年数		0	0	0	0	0	
⑥勤務校の規模	通常学級数	平均学級数	11.9	12.9	13.2	12.9	12.8
		回答者数	134	165	177	135	616
		標準偏差	5.131	5.950	5.196	5.641	5.527
		最小学級数	3	3	5	3	3
		最大学級数	26	29	34	31	34
	総児童生徒数	小規模校(1~399人)	①64(62.7%)	①87(51.8%)	①99(55.6%)	①73(53.7%)	①345(55.6%)
		中規模校(400~699人)	②38(28.4%)	②58(34.5%)	②60(33.7%)	②49(36.0%)	②206(33.2%)
		大規模校(700人以上)	③9(6.7%)	③14(8.3%)	③13(7.3%)	③9(6.6%)	③47(7.6%)
		無回答	3(2.2%)	9(5.4%)	6(3.4%)	5(3.7%)	23(3.7%)
		平均児童生徒数	349.7	383.1	389.9	380.1	378.0
回答者数		131	159	172	131	598	
標準偏差	184.910	211.330	186.241	208.210	198.667		
最小児童生徒数	59	46	56	57	46		
最大児童生徒数	856	940	1,077	1,029	1,077		
⑦特別支援学級・通級指導学級の設置	両学級設置	③14(10.4%)	③19(11.3%)	③22(12.4%)	③27(15.4%)	③76(12.2%)	
	特別支援学級のみ	⑤2(1.5%)	④6(3.6%)	⑤8(4.5%)	④5(3.7%)	⑤21(3.4%)	
	通級指導学級のみ	①67(50.0%)	①70(42.5%)	①90(50.6%)	①63(46.3%)	①323(52.0%)	
	両学級未設置	②43(32.1%)	②40(23.8%)	②47(26.4%)	②41(30.1%)	②173(27.9%)	
	その他	④7(5.2%)	⑤2(1.2%)	④10(5.6%)	④5(3.7%)	④24(3.9%)	
	無回答	1(0.7%)	1(0.6%)	1(0.6%)	1(0.7%)	4(0.6%)	
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	621(100.0%)		

3.3. 原因のタイプと子どもの虐待との関係

①勤務校での被虐待児童生徒の有無 (表6)

勤務校での被虐待児童生徒の有無は、『意識変化重視型』では、「現在いる」(45.5%) > 「現在はいない」(32.1%) > 「過去にいた」(14.2%) ≡ 「わからない」(7.5%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「現在いる」(40.5%) > 「現在はいない」(28.6%) ≡ 「過去にいた」(19.6%) ≡ 「わからない」(11.3%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「現在いる」(42.7%) > 「現在はいない」(27.5%) ≡ 「過去にいた」(19.1%) ≡ 「わからない」(9.6%)の順であった。『経済変化重視型』では、「現在いる」(42.6%) > 「現在はいない」(29.4%) ≡ 「過去にいた」(20.6%) > 「わからない」(6.6%)の順であった。

勤務校での被虐待児童生徒が「現在いる」人数の上位3位は、『意識変化重視型』では、「1人」[32.8%], 「2人」[23.0%], 「5~9人」[14.8%]の順で, 平均3.1人, 最大20人で, 総児童生徒数に対する割合は, 平均1.0%, 最大8.7%であった。『経済変化軽視型』では, 「1人」[30.9%], 「2人」[26.5%], 「3人」[14.7%]の順で, 平均2.5人, 最大14人で, 総児童生徒数に対する割合は, 平均0.6%, 最大2.1%であった。『意識変化軽視型』では, 「1人」[31.6%], 「2人」[28.9%], 「3人」[17.1%]の順で, 平均2.6人, 最大10人で, 総児童生徒数に対する割合は, 平均0.7%,

表6 勤務校での被虐待児童生徒の有無

		意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
現在いる		61 (45.5%)	68 (40.5%)	76 (42.7%)	58 (42.6%)	265 (42.7%)
勤務校での被虐待児童生徒の人数	1人	①20 [32.8%]	①21 [30.9%]	①24 [31.6%]	①18 [31.0%]	①85 [32.1%]
	2人	②14 [23.0%]	②18 [26.5%]	②22 [28.9%]	②12 [20.7%]	②66 [24.9%]
	3人	④7 [11.5%]	③10 [14.7%]	③13 [17.1%]	④7 [12.1%]	③37 [14.0%]
	4人	⑤3 [4.9%]	⑤3 [4.4%]	⑤5 [6.6%]	1 [1.7%]	⑤12 [4.5%]
	5~9人	③9 [14.8%]	④7 [10.3%]	④6 [7.9%]	③10 [17.2%]	④32 [12.1%]
	10~19人	2 [3.3%]	1 [1.5%]	3 [3.9%]	⑤2 [3.4%]	8 [3.0%]
	20~29人	1 [1.6%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	1 [0.4%]
	多数	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	1 [1.7%]	1 [0.4%]
	無回答	5 [8.2%]	8 [11.8%]	3 [3.9%]	7 [12.1%]	23 [8.7%]
	平均人数	3.1	2.5	2.6	2.9	2.8
	回答者数	56	60	73	50	241
	標準偏差	3.466	2.127	2.066	2.344	2.520
	最小人数	1	1	1	1	1
最大人数	20	14	10	10	20	
対象児童生徒の割合	~0.9%	①42 [68.9%]	①50 [73.5%]	①53 [69.7%]	①36 [62.1%]	①183 [69.1%]
	1.0~1.9%	②8 [13.1%]	②5 [7.4%]	②13 [17.1%]	②9 [15.5%]	②35 [13.2%]
	2.0~2.9%	③2 [3.3%]	③1 [1.5%]	④1 [1.3%]	④1 [1.7%]	④5 [1.9%]
	3.0~3.9%	③2 [3.3%]	0 [0.0%]	③2 [2.6%]	③2 [3.4%]	③6 [2.3%]
	4.0~4.9%	⑤1 [1.6%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	⑤1 [0.4%]
	8.0~8.9%	⑤1 [1.6%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	⑤1 [0.4%]
	無回答	5 [8.2%]	12 [17.6%]	7 [9.2%]	10 [17.2%]	34 [12.8%]
	平均%	1.0	0.6	0.7	0.8	0.8
	回答者数	56	56	69	48	231
	標準偏差	1.357	0.409	0.647	0.773	0.865
最小%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
最大%	8.7	2.1	3.9	3.3	8.7	
総計		61 [100.0%]	68 [100.0%]	76 [100.0%]	58 [100.0%]	265 [100.0%]
現在はいない		43 (32.1%)	48 (28.6%)	49 (27.5%)	40 (29.4%)	181 (29.1%)
現在はいないが過去にいた		19 (14.2%)	33 (19.6%)	34 (19.1%)	28 (20.6%)	115 (18.5%)
わからない		10 (7.5%)	19 (11.3%)	17 (9.6%)	9 (6.6%)	56 (9.0%)
無回答		1 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	1 (0.7%)	4 (0.6%)
総数		134 (100.0%)	168 (100.0%)	178 (100.0%)	136 (100.0%)	621 (100.0%)

最大3.9%であった。『経済変化重視型』では、「1人」[31.0%]、「2人」[20.7%]、「5～9人」[17.2%]の順で、平均2.9人、最大10人で、総児童生徒数に対しての割合は、平均0.8%、最大3.3%であった。

②被虐待児童生徒のうち特別支援教育を受けている児童生徒の有無（表7）

勤務校での被虐待児童生徒のうち特別支援教育を受けている児童生徒の有無は、『意識変化重視型』では、「現在いる」(49.2%)≡「現在はいない」(49.2%)>「過去にいた」(0.0%)の順であった。『経済変化軽視型』では、「現在はいない」(64.7%)≫「現在いる」(33.8%)≫「過去にいた」(0.0%)の順であった。『意識変化軽視型』では、「現在はいない」(59.2%)>「現在いる」(39.5%)≫「過去にいた」(1.3%)の順であった。『経済変化重視型』では、「現在はいない」(58.6%)>「現在いる」(37.9%)≫「過去にいた」(1.7%)の順であった。

表7 被虐待児童生徒のうち特別支援教育を受けている児童生徒の有無

		意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
現在いる		30(49.2%)	23(33.8%)	30(39.5%)	22(37.9%)	106(40.0%)
被虐待児童生徒のうち 特別支援教育を受けている 児童生徒の人数	1人	①17[56.7%]	①14[60.9%]	①19[63.3%]	①11[50.0%]	①62[58.5%]
	2人	②7[23.3%]	②3[13.0%]	②7[23.3%]	②4[18.2%]	②21[19.8%]
	3人	1[3.3%]	③2[8.7%]	1[3.3%]	③2[9.1%]	③6[5.7%]
	4人	0[0.0%]	0[0.0%]	③2[6.7%]	0[0.0%]	③2[1.9%]
	5～9人	③2[6.7%]	③2[8.7%]	0[0.0%]	③2[9.1%]	③6[5.7%]
	10～19人	③2[6.7%]	0[0.0%]	1[3.3%]	0[0.0%]	③3[2.8%]
	無回答	1[3.3%]	2[8.7%]	0[0.0%]	3[13.6%]	6[5.7%]
	平均人数	2.5	1.7	1.8	1.9	2.0
	回答者数	29	21	30	19	100
	標準偏差	3.269	1.271	1.769	1.580	2.200
	最大人数	14	5	10	6	14
対象児童生徒の割合	～0.9%	①23[76.7%]	①16[69.6%]	①25[83.3%]	①15[68.2%]	①80[75.5%]
	1.0～1.9%	②3[10.0%]	②2[8.7%]	②2[6.7%]	②2[9.1%]	②9[8.5%]
	2.0～2.9%	③2[6.7%]	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	③2[1.9%]
	3.0～3.9%	1[3.3%]	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	1[0.9%]
	4.0～4.9%	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	③1[4.5%]	1[0.9%]
	無回答	1[3.3%]	5[21.7%]	3[10.0%]	4[18.2%]	13[12.3%]
	平均%	0.8	0.5	0.5	0.8	0.6
	回答者数	29	18	27	18	93
	標準偏差	0.837	0.479	0.320	1.015	0.704
	最小%	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1
	最大%	3.9	1.8	1.3	4.4	4.4
特別支援対象児に対する割合	1.0～1.9%	0[0.0%]	1[4.3%]	0[0.0%]	0[0.0%]	1[0.9%]
	2.0～2.9%	1[3.3%]	①4[17.4%]	2[6.7%]	1[4.5%]	⑤8[7.5%]
	3.0～3.9%	1[3.3%]	1[4.3%]	②3[10.0%]	1[4.5%]	⑦6[5.7%]
	4.0～4.9%	1[3.3%]	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	1[0.9%]
	5.0～5.9%	1[3.3%]	1[4.3%]	②3[10.0%]	③2[9.1%]	⑥7[6.6%]
	6.0～6.9%	③4[13.3%]	0[0.0%]	②3[10.0%]	③2[9.1%]	③9[8.5%]
	7.0～7.9%	④2[6.7%]	0[0.0%]	②3[10.0%]	0[0.0%]	⑧5[4.7%]
	8.0～8.9%	1[3.3%]	0[0.0%]	0[0.0%]	0[0.0%]	1[0.9%]
	9.0～9.9%	1[3.3%]	1[4.3%]	0[0.0%]	0[0.0%]	2[1.9%]
	10.0～10.9%	④2[6.7%]	②3[13.0%]	②3[10.0%]	1[4.5%]	③9[8.5%]
	11.0～11.9%	②5[16.7%]	②3[13.0%]	①5[16.7%]	①5[22.7%]	①18[17.0%]
	12.0～12.9%	①6[20.0%]	④2[8.7%]	2[6.7%]	1[4.5%]	②12[11.3%]
	13.0～13.9%	④2[6.7%]	④2[8.7%]	0[0.0%]	0[0.0%]	⑩4[3.8%]
	15.0～15.9%	0[0.0%]	0[0.0%]	1[3.3%]	②3[13.6%]	⑩4[3.8%]
	20.0～20.9%	④2[6.7%]	1[4.3%]	0[0.0%]	③2[9.1%]	⑧5[4.7%]
	21.0～21.9%	0[0.0%]	0[0.0%]	1[3.3%]	0[0.0%]	1[0.9%]
	無回答	1[3.3%]	4[17.4%]	4[13.3%]	4[18.2%]	13[12.3%]
	平均%	19.7	16.4	15.3	27.4	19.3
回答者数	29	19	26	18	93	
標準偏差	23.863	22.392	24.559	30.896	25.113	
最小%	2.5	1.6	2.5	2.6	1.6	
最大%	100.0	100.0	125.0	100.0	125.0	
総計	30[100.0%]	23[100.0%]	30[100.0%]	22[100.0%]	106[100.0%]	
現在はいない	30(49.2%)	44[64.7%]	45[59.2%]	34[58.6%]	154[58.1%]	
現在はいないが過去にいた	0(0.0%)	0(0.0%)	1(1.3%)	1(1.7%)	2(0.8%)	
無回答	1(1.6%)	1(1.5%)	0(0.0%)	1(1.7%)	3(1.1%)	
総数	61(100.0%)	68(100.0%)	76(100.0%)	58(100.0%)	265(100.0%)	

被虐待児童生徒のうち特別支援教育を受けている児童生徒が「現在いる」人数の上位3位は、『意識変化重視型』では、「1人」[56.7%], 「2人」[23.3%], 「5~9人」「10~19人」[6.7%]の順で、平均2.5人、最大14人で、総児童生徒数に対する割合は、平均0.8%、最大3.9%で、特別支援教育対象者の平均19.7%であった。『経済変化軽視型』では、「1人」[60.9%], 「2人」[13.0%], 「3人」「5~9人」[8.7%]の順で、平均1.7人、最大5人で、総児童生徒数に対する割合は、平均0.5%、最大1.8%で、特別支援教育対象者の平均16.4%であった。『意識変化軽視型』では、「1人」[63.3%], 「2人」[23.3%], 「4人」[6.7%]の順で、平均1.8人、最大10人で、総児童生徒数に対する割合は、平均0.5%、最大1.3%で、特別支援教育対象者の平均15.3%であった。『経済変化重視型』では、「1人」[50.0%], 「2人」[18.2%], 「3人」「5~9人」[9.1%]の順で、平均1.9人、最大6人で、総児童生徒数に対する割合は、平均0.8%、最大4.4%で、特別支援教育対象者の平均27.4%であった。

③被虐待児童生徒を発見した時の対応法(表8)

勤務校で被虐待児童生徒を発見した時の対応法の上位3位は、『意識変化重視型』では、「4.管理職に報告しその指示を待つ」(94.8%), 「2.担任に報告をする」(91.0%), 「3.学年主任に報告しその指示を待つ」(34.3%)の順であり、5割以上の項目は上位3位の項目うち2項目であった。『経済変化軽視型』では、「4.管理職に報告しその指示を待つ」(97.0%), 「2.担任に報告をする」(90.5%), 「3.学年主任に報告しその指示を待つ」(46.4%)の順であり、5割以上の項目は上位3位の項目うち2項目であった。『意識変化軽視型』では、「4.管理職に報告しその指示を待つ」(91.0%), 「2.担任に報告をする」(84.3%), 「3.学年主任に報告しその指示を待つ」(36.0%)の順であり、5割以上の項目は上位3位の項目うち2項目であった。『経済変化重視型』では、「4.管理職に報告しその指示を待つ」(94.1%), 「2.担任に報告をする」(82.4%), 「3.学年主任に報告しその指示を待つ」(33.1%)の順であり、5割以上の項目は上位3位の項目うち2項目であった。

勤務校で被虐待児童生徒を発見した時の対応法の各項目別の第1位の虐待のタイプは、『意識変化重視型』では、「2.担任に報告をする」(91.0%), 「1.マニュアルがあるのでそれに従う」(23.1%)の順の2項目であり、そのうち5割以上の項目は1項目であった。『経済変化軽視型』では、「4.管理職に報告しその指示を待つ」(97.0%), 「3.学年主任に報告しその指示を待つ」(46.4%), 「5.

表8 被虐待児童生徒を発見した時の対応法(複数回答)

	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
1. マニュアルがあるのでそれに従う	⑤ 31 (23.1%)	⑤ 32 (19.0%)	⑤ 32 (18.0%)	⑥ 18 (13.2%)	⑤114 (18.4%)
2. 担任に報告をする	②122 (91.0%)	②152 (90.5%)	②150 (84.3%)	②112 (82.4%)	②541 (87.1%)
3. 学年主任に報告しその指示を待つ	③ 46 (34.3%)	③ 78 (46.4%)	③ 64 (36.0%)	③ 45 (33.1%)	③235 (37.8%)
4. 管理職に報告しその指示を待つ	①127 (94.8%)	①163 (97.0%)	①162 (91.0%)	①128 (94.1%)	①585 (94.2%)
5. 児童相談所に連絡をする	④ 34 (25.4%)	④ 47 (28.0%)	④ 45 (25.3%)	④ 27 (19.9%)	④155 (25.0%)
6. その都度決定する	⑥ 16 (11.9%)	⑥ 20 (11.9%)	⑥ 22 (12.4%)	⑤ 26 (19.1%)	⑥ 86 (13.8%)
7. わからない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
8. その他	⑦ 8 (6.0%)	⑦ 6 (3.6%)	⑦ 9 (5.1%)	⑦ 9 (6.6%)	⑦ 32 (5.2%)
無回答	1 (0.7%)	1 (0.6%)	4 (2.2%)	2 (1.5%)	8 (1.3%)
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	621(100.0%)

児童相談所に連絡をする」(28.0%)の順の3項目であり、そのうち5割以上の項目は1項目であった。『意識変化軽視型』は、1項目もなかった。『経済変化重視型』では、「6.その都度決定する」(19.1%)、「8.その他」(6.6%)の順の2項目であり、5割以上の項目はなかった。

④被虐待児童生徒への対応策(複数回答)(表9)

勤務校で実施している特別支援教育の上位5位は、『意識変化重視型』では、「3.管理職との連携」(76.9%)、「2.教員間の連携」(72.4%)、「1.養護教諭との連携」(59.0%)、「13.児童相談所との連携」(53.0%)、「15.教育委員会との連携」(49.3%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目のうちの4項目であった。『経済変化軽視型』では、「3.管理職との連携」(84.5%)、「2.教員間の連携」(80.4%)、「1.養護教諭との連携」(65.5%)、「13.児童相談所との連携」(63.1%)、「12.児童相談所への通報」(60.7%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目と「4.スクールカウンセラーとの連携」(54.2%)、「6.校内委員会との連携」(51.8%)の計7項目であった。『意識変化軽視型』では、「3.管理職との連携」(80.3%)、「2.教員間の連携」(73.0%)、「1.養護教諭との連携」(62.4%)、「13.児童相談所との連携」(61.2%)、「12.児童相談所への通報」(46.6%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目のうちの4項目であった。『経済変化重視型』では、「3.管理職との連携」(83.8%)、「2.教員間の連携」(75.7%)、「1.養護教諭との連携」(65.4%)、「13.児童相談所との連携」(55.9%)、「6.

表9 被虐待児童生徒への対応策(複数回答)

	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
1. 養護教諭との連携	③ 79 (59.0%)	③ 110 (65.5%)	③ 111 (62.4%)	③ 89 (65.4%)	③ 392 (63.1%)
2. 教員間の連携	② 97 (72.4%)	② 135 (80.4%)	② 130 (73.0%)	② 103 (75.7%)	② 469 (75.5%)
3. 管理職との連携	① 103 (76.9%)	① 142 (84.5%)	① 143 (80.3%)	① 114 (83.8%)	① 507 (81.6%)
4. スクールカウンセラーとの連携	⑨ 58 (43.3%)	⑥ 97 (54.2%)	⑥ 82 (46.1%)	⑥ 61 (44.9%)	⑥ 295 (47.5%)
5. スクールソーシャルワーカーとの連携	⑭ 22 (16.4%)	⑭ 25 (14.9%)	⑬ 29 (16.3%)	⑫ 26 (19.7%)	⑬ 103 (16.6%)
6. 校内委員会との連携	⑧ 60 (44.8%)	⑦ 87 (51.8%)	⑧ 72 (40.4%)	⑤ 64 (47.1%)	⑧ 286 (46.1%)
7. マニュアルがある	⑬ 25 (18.7%)	⑬ 28 (16.7%)	⑭ 26 (14.6%)	⑬ 15 (11.0%)	⑭ 95 (15.3%)
8. 対応会議の設置	⑫ 41 (30.6%)	⑩ 51 (30.4%)	⑫ 39 (21.9%)	⑩ 32 (23.5%)	⑫ 165 (26.6%)
9. 授業の方法	⑳ 6 (4.5%)	⑱ 7 (4.2%)	㉑ 6 (3.4%)	⑱ 4 (2.9%)	㉑ 23 (3.7%)
10. 市・区役所への通報	⑪ 43 (32.1%)	⑪ 48 (28.6%)	⑩ 46 (25.8%)	⑪ 30 (22.1%)	⑪ 169 (27.2%)
11. 市・区役所との連携	⑩ 45 (33.6%)	⑪ 48 (28.6%)	⑩ 46 (25.8%)	⑨ 34 (25.0%)	⑩ 174 (28.0%)
12. 児童相談所への通報	⑥ 62 (46.3%)	⑤ 102 (60.7%)	⑤ 83 (46.6%)	⑧ 59 (43.4%)	⑤ 310 (49.9%)
13. 児童相談所との連携	④ 71 (53.0%)	④ 106 (63.7%)	④ 109 (61.2%)	④ 76 (55.9%)	④ 366 (58.9%)
14. 教育委員会への通報	⑦ 61 (45.5%)	⑨ 71 (42.3%)	⑨ 69 (38.8%)	⑨ 44 (32.4%)	⑨ 250 (40.3%)
15. 教育委員会との連携	⑤ 66 (49.3%)	⑧ 80 (47.6%)	⑦ 81 (45.5%)	⑥ 61 (44.9%)	⑦ 292 (47.0%)
16. 病院への通報	⑳ 6 (4.5%)	㉑ 6 (3.6%)	⑱ 8 (4.5%)	⑱ 4 (2.9%)	⑱ 24 (3.9%)
17. 病院との連携	⑰ 13 (9.7%)	⑰ 20 (11.9%)	⑳ 7 (3.9%)	⑱ 9 (6.6%)	⑰ 51 (8.2%)
18. 警察への通報	⑱ 8 (6.0%)	⑱ 17 (10.1%)	⑱ 17 (9.6%)	⑰ 7 (5.1%)	⑱ 50 (8.1%)
19. 警察との連携	⑱ 18 (13.4%)	⑱ 23 (13.7%)	⑱ 20 (11.2%)	⑱ 9 (6.6%)	⑱ 72 (11.6%)
20. その都度決める	⑮ 20 (14.9%)	⑮ 23 (13.7%)	⑮ 17 (9.6%)	⑬ 15 (11.0%)	⑮ 75 (12.1%)
21. 対応策はない	⑱ 9 (6.7%)	⑱ 7 (4.2%)	㉓ 3 (1.7%)	⑱ 4 (2.9%)	⑱ 24 (3.9%)
22. わからない	㉒ 4 (3.0%)	㉒ 4 (2.4%)	⑱ 9 (5.1%)	㉑ 3 (2.2%)	㉒ 20 (3.2%)
23. その他	㉓ 4 (3.0%)	㉓ 4 (2.4%)	㉒ 5 (2.8%)	㉑ 3 (2.2%)	㉓ 16 (2.6%)
無回答	2 (1.5%)	2 (1.2%)	6 (3.4%)	1 (0.7%)	11 (1.8%)
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	621(100.0%)

校内委員会との連携 (47.1%)の順であり, 5割以上の項目は上位5位の項目の内4項目であった。

勤務校で実施している特別支援教育の各項目別の第1位の虐待のタイプは、『意識変化重視型』では, 「15.教育委員会との連携 (49.3%), 「14.教育委員会への通報 (45.5%), 「11.市・区役所との連携 (33.6%), 「10.市・区役所への通報 (32.1%), 「8.対応会議の設置 (30.6%), 「7.マニュアルがある (18.7%), 「20.その都度決める (14.9%), 「16.病院への通報 (9.授業の方法) (4.5%), 「21.対応策はない (6.7%)の順の10項目であり, そのうち5割以上の項目はなかった。『経済変化軽視型』では, 「3.管理職との連携 (84.5%), 「2.教員間の連携 (80.4%), 「1.養護教諭との連携 (65.5%), 「13.児童相談所との連携 (63.1%), 「12.児童相談所への通報 (60.7%), 「4.スクールカウンセラーとの連携 (54.2%), 「6.校内委員会との連携 (51.8%), 「19.警察との連携 (13.7%), 「17.病院との連携 (11.9%), 「18.警察への通報 (10.1%)の順の10項目であり, そのうち5割以上の項目は7項目であった。『意識変化軽視型』では, 「22.わからない (5.1%)の順の1項目のみで, 5割以上の項目はなかった。『経済変化重視型』では, 「5.スクールソーシャルワーカーとの連携 (19.1%)の順の1項目のみで, 5割以上の項目はなかった。

⑥被虐待児童生徒に対しての必要な対応法(複数回答) (表10)

被虐待児童生徒に対しての必要な対応法の上位3位は, 『意識変化重視型』では, 「5.教員間の連携 (82.1%), 「4.児童相談所との連携 (79.9%), 「3.児童相談所への通告 (62.7%)の順であり, 5割以上の項目は上位5位の項目と「2.市役所や区役所との連携 (59.7%), 「7.虐待に関する研修 (53.0%)の計5項目であった。『経済変化軽視型』では, 「4.児童相談所との連携 (84.5%), 「5.教員間の連携 (76.2%), 「3.児童相談所への通告 (63.7%)の順であり, 5割以上の項目は上位5位の項目と「2.市役所や区役所との連携 (54.8%), 「7.虐待に関する研修 (52.4%)の計5項目であった。『意識変化軽視型』では, 「5.教員間の連携 (75.8%), 「4.児童相談所との連携 (75.3%), 「3.児童相談所への通告 (57.9%)の順であり, 5割以上の項目は上位5位の項目と「2.市役所や区役所との連携 (54.5%)の計4項目であった。『経済変化重視型』では, 「4.児童相談所との連携 (80.1%), 「5.教員間の連携 (72.1%), 「3.児童相談所への通告 (56.6%)の順であり, 5割以上の項目は上位

表10 被虐待児童生徒に対しての必要な対応法(複数回答)

	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
1. 市・区役所への通告	⑥ 55 (41.0%)	⑥ 69 (41.1%)	⑥ 61 (34.3%)	⑥ 47 (34.6%)	⑥234 (37.7%)
2. 市役所や区役所との連携	④ 80 (59.7%)	④ 92 (54.8%)	④ 97 (54.5%)	④ 70 (51.5%)	④341 (54.9%)
3. 児童相談所への通告	③ 84 (62.7%)	③107 (63.7%)	③103 (57.9%)	③ 77 (56.6%)	③374 (60.2%)
4. 児童相談所との連携	②107 (79.9%)	①142 (84.5%)	②134 (75.3%)	①109 (80.1%)	①496 (79.9%)
5. 教員間の連携	①110 (82.1%)	②128 (76.2%)	①135 (75.8%)	② 98 (72.1%)	②474 (76.3%)
6. 被虐待児への授業方法の確立	⑦ 28 (20.9%)	⑦ 29 (17.3%)	⑦ 25 (14.0%)	⑦ 19 (14.0%)	⑦102 (16.4%)
7. 虐待に関する研修	⑤ 71 (53.0%)	⑤ 88 (52.4%)	⑤ 83 (46.6%)	⑤ 61 (44.9%)	⑤306 (49.3%)
8. 別がない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	⑩ 4 (2.2%)	0 (0.0%)	⑩ 4 (0.6%)
9. わからない	⑧ 1 (0.7%)	⑧ 2 (1.2%)	⑨ 5 (2.8%)	⑨ 2 (1.5%)	⑨ 10 (1.6%)
10. その他	⑧ 1 (0.7%)	⑧ 2 (1.2%)	⑧ 8 (4.5%)	⑧ 3 (2.2%)	⑧ 14 (2.3%)
無回答	8 (6.0%)	10 (6.0%)	10 (5.6%)	8 (5.9%)	36 (5.8%)
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	621(100.0%)

5位の項目と「2.市役所や区役所との連携」(51.5%)の計4項目であった。

被虐待児童生徒に対しての必要な対応法の各項目別の第1位の虐待のタイプは、『意識変化重視型』では、「5.教員間の連携」(82.1%)、「2.市役所や区役所との連携」(59.7%)、「7.虐待に関する研修」(53.0%)、「6.被虐待児への授業方法の確立」(20.9%)の順の4項目であり、そのうち5割以上の項目は3項目であった。『経済変化軽視型』では、「4.児童相談所との連携」(84.5%)、「3.児童相談所への通告」(63.7%)、「1.市・区役所への通告」(41.1%)の順の3項目であり、そのうち5割以上の項目は2項目であった。『意識変化軽視型』では、「10.その他」(4.5%)、「9.わからない」(2.8%)、「8.別がない」(2.2%)の順の3項目であり、そのうち5割以上の項目はなかった。『経済変化重視型』には、なかった。

3.4. 特別支援教育の対象児童(表11)

特別支援教育の対象児童の上位5位は、『意識変化重視型』では、「6.高機能自閉症の傾向がある児童生徒」(91.8%)、「5.LD(学習障害)の傾向がある児童生徒」(91.0%)、「3.情緒障害の傾向がある児童生徒」「8.アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒」(90.3%)、「9.AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒」(88.8%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目と、「7.6.(高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒」(84.3%)、「12.身体にハンディキャップのある児童生徒」(65.7%)の2項目、計7項目であった。『経済変化軽視型』では、「3.情緒障害の傾向がある児童生徒」(89.3%)、「5.LD(学習障害)の傾向がある児童生徒」(88.1%)、「9.AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒」(87.5%)、「6.高機能自閉症の傾向がある児童生徒」(86.9%)、「8.アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒」(85.1%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目と、「7.6.(高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒」(82.1%)、「12.身体にハンディキャップのある児童生徒」(60.1%)の2項目、計7項目であった。『意識変化軽視型』では、「5.LD(学習障害)の傾向がある児童生徒」(91.0%)、「3.情緒障害の傾向がある児童生徒」「6.高機能自閉症の傾向がある児童生徒」(87.1%)、「9.AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒」,「8.アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒」(85.4%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目と、「7.6.(高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒」(83.1%)、「12.身体にハンディキャップのある児童生徒」(63.5%)の2項目、計7項目であった。『経済変化重視型』では、「6.高機能自閉症の傾向がある児童生徒」(89.7%)、「3.情緒障害の傾向がある児童生徒」「9.AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒」(88.2%)、「8.アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒」(86.8%)、「5.LD(学習障害)の傾向がある児童生徒」(86.0%)の順であり、5割以上の項目は上位5位の項目と、「7.6.(高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒」(82.4%)、「12.身体にハンディキャップのある児童生徒」(58.1%)、「11.勉強がわからない児童生徒」(50.0%)の3項目、計8項目であった。

特別支援教育の対象児童の各項目別の第1位の虐待のタイプは、『意識変化重視型』では、「6.高機能自閉症の傾向がある児童生徒」(91.8%)、「5.LD(学習障害)の傾向がある児童生徒」(91.0%)、「3.情緒障害の傾向がある児童生徒」「8.アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒」(90.3%)、「9.AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒」(88.8%)、「7.6.(高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒」(84.3%)、「12.身体にハンディキャップのある児童生徒」(65.7%)、「4.虐待の疑いがある児童生徒」(36.6%)、「1.万引きや盗みなどの反社会的行動をする児童生徒」(23.9%)、「18.保護者が子どもに無関心な児童生徒」(18.7%)の順の10項目であり、そのうち5割以上の項目は7項目であった。『経済変化軽視型』では、「14.キレやすい児童生徒」(41.7%)、「13.病気がある児童生徒」「16.心に問題を抱えている児童生徒」(39.3%)、「10.運動面での不器用さが著しく認められる児童生徒」(38.1%)、「22.対象を限定するのではなく、子どもの困り感で決める」(37.5%)の順の5項目であり、そのうち5割以上の項目はなかった。『意識変化軽視型』では、「17.家庭環境に問題がある児童生徒」(23.0%)、「19.保護者が問題を抱えている児童生徒」(17.4%)、「20.兄弟姉妹が問題を抱えている児童生徒」(11.2%)の順の3項目であり、そのうち5割以上の項目はなかった。『経済変化重視型』では、「11.勉強がわからない児童生徒」(50.0%)、「15.不登校傾向のある児童生徒」(41.9%)、「2.家出や放浪などの非社会的行動をする児童生徒」(25.0%)、「21.対象を限定するのではなく、その都度保護者と学校側が決める」(24.3%)の順の4項目であり、そのうち5割以上の項目は1項目であった。

特別支援教育における被虐待児童への対応等に関する研究

表11 特別支援教育の対象児童（複数回答）

	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型	合計
1. 万引きや盗みなどの反社会的行動をする児童生徒	⑪ 32 (23.9%)	⑩ 30 (17.9%)	⑩ 30 (16.9%)	⑩ 29 (21.3%)	⑩ 123 (19.8%)
2. 家出や放浪などの非社会的行動をする児童生徒	⑫ 33 (24.6%)	⑩ 29 (17.3%)	⑫ 35 (19.7%)	⑫ 34 (25.0%)	⑩ 132 (21.3%)
3. 情緒障害の傾向がある児童生徒	③ 121 (90.3%)	① 150 (89.3%)	② 155 (87.1%)	② 120 (88.2%)	② 551 (88.7%)
4. 虐待の疑いがある児童生徒	⑩ 49 (36.6%)	⑮ 59 (35.1%)	⑭ 59 (33.1%)	⑭ 44 (32.4%)	⑮ 212 (34.1%)
5. LD(学習障害)の傾向がある児童生徒	② 122 (91.0%)	② 148 (88.1%)	① 162 (91.0%)	⑤ 117 (86.0%)	① 553 (89.0%)
6. 高機能自閉症の傾向がある児童生徒	① 123 (91.8%)	④ 146 (86.9%)	② 155 (87.1%)	① 122 (89.7%)	③ 550 (88.6%)
7. 6. (高機能自閉症)以外の自閉的傾向のある児童生徒	⑥ 113 (84.3%)	⑥ 138 (82.1%)	⑥ 148 (83.1%)	⑥ 112 (82.4%)	⑥ 516 (83.1%)
8. アスペルガー症候群の傾向がある児童生徒	③ 121 (90.3%)	⑤ 143 (85.1%)	⑤ 152 (85.4%)	④ 118 (86.8%)	⑤ 537 (86.5%)
9. AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向がある児童生徒	⑤ 119 (88.8%)	③ 147 (87.5%)	② 155 (87.1%)	② 120 (88.2%)	④ 546 (87.9%)
10. 運動面での不器用さが著しく認められる児童生徒	⑩ 49 (36.6%)	⑫ 64 (38.1%)	⑪ 64 (36.0%)	⑪ 50 (36.8%)	⑪ 228 (36.7%)
11. 勉強がわからない児童生徒	⑧ 64 (47.8%)	⑧ 79 (47.0%)	⑧ 88 (49.4%)	⑧ 68 (50.0%)	⑧ 301 (48.5%)
12. 身体にハンディキャップのある児童生徒	⑦ 88 (65.7%)	⑦ 101 (60.1%)	⑦ 113 (63.5%)	⑦ 79 (58.1%)	⑦ 384 (61.8%)
13. 病気がある児童生徒	⑬ 48 (35.8%)	⑩ 66 (39.3%)	⑬ 60 (33.7%)	⑪ 50 (36.8%)	⑫ 226 (36.4%)
14. キレやすい児童生徒	⑮ 43 (32.1%)	⑨ 70 (41.7%)	⑭ 59 (33.1%)	⑩ 51 (37.5%)	⑬ 225 (36.2%)
15. 不登校傾向のある児童生徒	⑨ 54 (40.3%)	⑫ 64 (38.1%)	⑨ 66 (37.1%)	⑨ 57 (41.9%)	⑨ 242 (39.0%)
16. 心に問題を抱えている児童生徒	⑭ 44 (32.8%)	⑩ 66 (39.3%)	⑫ 61 (34.3%)	⑮ 43 (31.6%)	⑬ 215 (34.6%)
17. 家庭環境に問題がある児童生徒	⑯ 28 (20.9%)	⑪ 37 (22.0%)	⑯ 41 (23.0%)	⑰ 27 (19.9%)	⑰ 133 (21.4%)
18. 保護者が子どもに無関心な児童生徒	⑰ 25 (18.7%)	⑰ 24 (14.3%)	⑯ 30 (16.9%)	⑰ 21 (15.4%)	⑰ 100 (16.1%)
19. 保護者が問題を抱えている児童生徒	⑰ 19 (14.2%)	⑯ 27 (16.1%)	⑰ 31 (17.4%)	⑯ 22 (16.2%)	⑰ 99 (15.9%)
20. 兄弟姉妹が問題を抱えている児童生徒	⑰ 14 (10.4%)	⑰ 13 (7.7%)	⑰ 20 (11.2%)	⑰ 10 (7.4%)	⑰ 57 (9.2%)
21. 対象を限定するのではなく、その都度保護者と学校側が決める	⑯ 23 (17.2%)	⑯ 40 (23.8%)	⑰ 38 (21.3%)	⑰ 33 (24.3%)	⑯ 135 (21.7%)
22. 対象を限定するのではなく、子どもの困り感で決める	⑩ 49 (36.6%)	⑬ 63 (37.5%)	⑨ 66 (37.1%)	⑬ 49 (36.0%)	⑩ 229 (36.9%)
23. その他	⑰ 4 (3.0%)	⑰ 7 (4.2%)	③ 2 (1.1%)	⑰ 3 (2.2%)	⑰ 16 (2.6%)
24. わからない	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
無回答	2 (1.5%)	1 (0.6%)	2 (1.1%)	1 (0.7%)	6 (1.0%)
総数	134(100.0%)	168(100.0%)	178(100.0%)	136(100.0%)	621(100.0%)

4. 考察とまとめ

以上のことから、各タイプの特徴は、以下の通りである（表12・13）。

表12 原因のタイプ別の基本的属性の特徴（順位第1位）

項目	意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型
①勤務校種	小学校(65.7%)	小学校(63.1%)	小学校(70.2%)	小学校(66.2%)
②勤務地	北道・北(24.6%)	北道・北・関東(19.0%)	関東(29.2%)	関東(29.4%)
③職名	養護教諭(99.3%)	養護教諭(94.6%)	養護教諭(93.3%)	養護教諭(94.9%)
④性別	女(99.3%)	女(100.0%)	女(98.3%)	女(100.0%)
④年代	50代(44.8%)	50代(33.9%)	50代(34.8%)	50代(37.5%)
平均年齢	46.0歳	42.9歳	43.0歳	44.3歳
⑤経験年数	ベテラン(20年以上)(59.7%)	ベテラン(20年以上)(49.4%)	ベテラン(20年以上)(51.7%)	ベテラン(20年以上)(57.4%)
教師としての平均年数	22.4年	19.4年	19.8年	20.2年
現在の勤務校での平均年数	2.8年	2.7年	2.9年	2.8年
⑥勤務校の規模	小規模校(1~399人)(62.7%)	小規模校(1~399人)(51.8%)	小規模校(1~399人)(55.6%)	小規模校(1~399人)(53.7%)
平均児童生徒数	349.7人	383.1人	389.9人	380.1人
平均学級数	11.9学級	12.9学級	13.2学級	12.9学級
⑦特別支援学級・通級指導学級の設置	通級指導学級のあり(50.0%)	通級指導学級のあり(59.5%)	通級指導学級のあり(50.6%)	通級指導学級のあり(46.3%)

『意識変化重視型』の養護教諭は、北海道・東北の小学校に務めている50代(平均46.0歳)の女

表1-3 原因のタイプ別の特別支援教育の実施状況と問題点の特徴（順位第3位まで）

		意識変化重視型	経済変化軽視型	意識変化軽視型	経済変化重視型
虐待の原因	順位1位	1. 家庭の崩壊 (74.6%)	(82.7%)	2. 親のストレス (77.5%)	(87.5%)
	2位	2. 親のストレス (75.4%)	(71.4%)	1. 家庭の崩壊 (65.2%)	(74.3%)
	3位	(64.2%)	(65.5%)	3. 親の意識 (64.6%)	(71.3%)
	5位以上の項目	1-2-3-7-9-5項目	1-2-3-9-4項目	1-2-3-9-4項目	1-2-3-9-5項目
	項目別1位の項目	1-6-7-10-4項目	11-13-2項目	14-1項目	2-3-4-5-8-9-12-7項目
被虐待児童生徒の有無	有無	聴い(45.5%)>聴い(32.1%)	聴い(40.5%)>聴い(28.6%)	聴い(42.7%)>聴い(27.5%)	聴い(42.6%)>聴い(29.4%)
	平均人数	3.7人	2.5人	2.6人	2.9人
	被虐待生徒数に対する%	1.0%	0.6%	0.7%	0.8%
	特別支援教育を受けている児童生徒の有無	聴い(49.2%)=聴い(49.2%)	聴い(33.8%)<聴い(64.7%)	聴い(39.5%)<聴い(59.2%)	聴い(37.9%)<聴い(58.6%)
被虐待児童生徒を発見した時の対応法	順位1位	(94.8%)	(97.0%)	(97.0%)	(94.7%)
	2位	(97.0%)	(90.5%)	(84.3%)	(82.4%)
	3位	(34.3%)	(46.4%)	(36.0%)	(33.1%)
	5位以上の項目	2-4-2項目	2-4-2項目	2-4-2項目	2-4-2項目
	項目別1位の項目	1-2-2項目	3-4-5-2項目	0項目	6-8-2項目
被虐待児童生徒への対応策	順位1位	(76.9%)	(84.5%)	(80.3%)	(83.8%)
	2位	(72.4%)	(80.4%)	(73.0%)	(75.7%)
	3位	(59.0%)	(65.5%)	(62.4%)	(65.4%)
	9. 授業の方法	(4.5%)	(4.2%)	(3.4%)	(2.9%)
	21. 対応策はない	(6.7%)	(4.2%)	(1.7%)	(2.9%)
	5位以上の項目	1-3-13-4項目	1-4-6-12-13-7項目	1-3-13-4項目	1-3-13-4項目
項目別1位の項目	1-11-14-16-20-21-23-11項目	1-4-8-12-13-17-19-10項目	16-22-2項目	5-1項目	
被虐待児童生徒に対する必要な対応法	順位1位	5. 教員間の連携 (82.1%)	4. 児童相談所との連携 (84.5%)	5. 教員間の連携 (75.1%)	4. 児童相談所との連携 (80.1%)
	2位	4. 児童相談所との連携 (79.9%)	5. 教員間の連携 (76.2%)	4. 児童相談所との連携 (75.3%)	5. 教員間の連携 (72.1%)
	3位	(59.7%)	(54.8%)	(54.5%)	(51.5%)
	6. 被虐待児への授業方法の適正化	(20.9%)	(17.3%)	(14.0%)	(14.0%)
	8. 無い	(0.0%)	(0.0%)	(2.2%)	(0.0%)
	5位以上の項目	2-5-7-5項目	2-5-7-5項目	2-5-4項目	2-5-4項目
項目別1位の項目	2-5-6-7-4項目	1-3-4-3項目	8-10-3項目	0項目	
特別支援教育の対象児童	順位1位	6. 養護施設等の傾向がある児童生徒 (97.8%)	3. 精神障害の傾向がある児童生徒 (89.3%)	5. LD(学習障害)の傾向がある児童生徒 (97.0%)	6. 養護施設等の傾向がある児童生徒 (89.7%)
	2位	(97.0%)	5. LD(学習障害)の傾向がある児童生徒 (88.1%)	3. 精神障害の傾向がある児童生徒 (87.1%)	9. AD/HD(注意欠陥/多動性)の傾向がある児童生徒 (88.2%)
	3位	3. 精神障害の傾向がある児童生徒 (90.3%)	9. AD/HD(注意欠陥/多動性)の傾向がある児童生徒 (87.5%)	-	-
	11. 聴き取れない児童生徒	(47.8%)	(47.0%)	(49.4%)	(50.0%)
	4. 虐待の疑いがある児童生徒	(36.6%)	(35.1%)	(33.1%)	(32.4%)
	17. 家庭環境に問題がある児童生徒	(20.9%)	(22.0%)	(23.0%)	(19.9%)
	18. 保護者が子どもに無関心の児童生徒	(18.7%)	(14.3%)	(16.9%)	(15.4%)
	19. 保護者が問題を抱えている児童生徒	(14.2%)	(16.1%)	(17.4%)	(16.2%)
	20. 兄弟姉妹が問題を抱えている児童生徒	(10.4%)	(7.7%)	(11.2%)	(7.4%)
	5位以上の項目	3-5-9-12-7項目	3-5-9-12-7項目	3-5-9-12-7項目	3-6-9-11-12-7項目
	項目別1位の項目	1-3-4-5-9-12-18-10項目	10-13-14-16-22-23-6項目	5-17-19-20-4項目	2-11-15-21-4項目

性であり、教員としての経験は、ベテラン教諭(平均 22.4 年)で、現在の勤務校での勤務年数は、平均 2.8 年である。勤務学校は、通級指導学級の併設校の小規模校の平均児童生徒数は 349.7 人、平均学級数が 11.9 学級である。このような養護教諭が最も多い。

虐待の原因は、「家庭の崩壊」「親のストレス」「親の意識」「経済的不安」「7.親子関係の変化」を原因とするのが多い。

勤務校に被虐待児が現在いるのが多く、平均 3.1 人で総児童生徒の 1.0%にあたっている。認知されている被虐待児童のうち、特別支援教育を現在受けていると、受けていないとは同率で、受けている児童生徒の平均は 2.5 人で、総児童生徒数の平均 0.8%、特別支援教育を受けている児童生徒の平均 19.7%である。

被虐待児童生徒を発見した時の対応法としては、「管理職に報告しその指示を待つ」「担任に報告をする」がほとんどで、マニュアルが存在するのは 2 割強と少なかったが、タイプ中最も多い。現在の学校にある被虐待児童生徒への対応策は、「管理職」「養護教諭」「教員間」と学内の連携や「児童相談所」との連携に重点がおかれているのが多く、「児童相談所への通報」は 4 割程度であり、「対応策はない」が 7%程度ではあるがタイプ中最も多い。なお、「授業の方法」を対策として実施しているのは、4%程度である。被虐待児童生徒に対する対応法としては、「教員間」「児童相談所」「市役所や区役所」との連携や「児童相談所への通告」、さらに「虐待に関する研修」を必要と思っており、その中でも「教員間」「市役所や区役所」との連携、「虐待に関する研修」はタイプ中最も多い。なお、「被虐待児への授業方法の確立」は 2 割程度であったがタイプ中最も多い。

特別支援教育の対象児童としては、「情緒障害の傾向」「LD(学習障害)の傾向」「高機能自閉症の傾向」「高機能自閉症以外の自閉的傾向」「アスペルガー症候群の傾向」「AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向」等の発達障害の傾向がある児童生徒や「身体にハンディキャップのある」児童生徒を対象であると考えられることが多い。ところで、現在特別支援教育の対象拡大された学習困難児に関連した「勉強がわからない児童生徒」は 5 割弱、「虐待の疑いがある児童生徒」は 3 割強でタイプ中最も多く、「家庭環境に問題がある児童生徒」は 2 割である。

『経済変化軽視型』の養護教諭は、北海道・東北、関東の小学校に務めている 50 代(平均 42.9 歳)の女性であり、教員としての経験は、ベテラン教諭(平均 19.4 年)で、現在の勤務校での勤務年数は、平均 2.7 年である。勤務学校は、通級指導学級の併設校の小規模校の平均児童生徒数は 383.1 人、平均学級数が 12.9 学級である。このような養護教諭が最も多い。

虐待の原因は、「家庭の崩壊」「親のストレス」「親の意識」「経済的不安」を原因とするのが多い。

勤務校に被虐待児が現在いるのが多く、平均 2.5 人で総児童生徒の 0.6%にあたっている。認知されている被虐待児童のうち、特別支援教育を現在受けていないのがタイプ中最も多く、受けている

児童生徒の平均は1.7人で、総児童生徒数の平均0.5%、特別支援教育を受けている児童生徒の平均16.4%である。

被虐待児童生徒を発見した時の対応法としては、「管理職に報告しその指示を待つ」「担任に報告をする」がほとんどで、マニュアルが存在するのは2割弱と少ない。現在の学校にある被虐待児童生徒への対応策は、「管理職」「養護教諭」「教員間」ばかりではなく「校内委員会」「スクールカウンセラー」と学内の連携や「児童相談所」との連携に重点がおかれているのが多く、しかも「児童相談所への通報」も重視する傾向があり、4%程度だけ「対応策はない」がある。なお、「授業の方法」を対策として実施しているのは、4%程度である。被虐待児童生徒に対する対応法としては、「教員間」「児童相談所」「市役所や区役所」との連携や「児童相談所への通告」、さらに「虐待に関する研修」を必要と思っており、その中でも「児童相談所との連携」「児童相談所への通告」はタイプ中最も多い。なお、「被虐待児への授業方法の確立」は2割弱である。

特別支援教育の対象児童としては、「情緒障害の傾向」「LD(学習障害)の傾向」「高機能自閉症の傾向」「高機能自閉症以外の自閉的傾向」「アスペルガー症候群の傾向」「AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向」等の発達障害の傾向がある児童生徒や「身体にハンディキャップのある」児童生徒を対象であると考えるのが多い。ところで、現在特別支援教育の対象拡大された学習困難児に関連した「勉強がわからない児童生徒」は5割弱、「虐待の疑いがある児童生徒」は3割強、「家庭環境に問題がある児童生徒」は2割強である。

『意識変化軽視型』の養護教諭は、関東の小学校に務めている50代(平均43.0歳)の女性であり、教員としての経験は、ベテラン教諭(平均19.8年)で、現在の勤務校での勤務年数は、平均2.9年である。勤務学校は、通級指導学級の併設校の小規模校の平均児童生徒数は389.9人、平均学級数が13.2学級である。このような養護教諭が最も多い。

虐待の原因は、「家庭の崩壊」「親のストレス」「親の意識」「経済的不安」を原因とするのが多い。

勤務校に被虐待児が現在いるのが多く、平均2.6人で総児童生徒の0.7%にあたっている。認知されている被虐待児童のうち、特別支援教育を現在受けていないのが多く、受けている児童生徒の平均は1.8人で、総児童生徒数の平均0.5%、特別支援教育を受けている児童生徒の平均15.3%である。

被虐待児童生徒を発見した時の対応法としては、「管理職に報告しその指示を待つ」「担任に報告をする」がほとんどで、マニュアルが存在するのは2割弱と少ない。現在の学校にある被虐待児童生徒への対応策は、「管理職」「養護教諭」「教員間」と学内の連携や「児童相談所」との連携に重点がおかれているのが多く、「児童相談所への通報」は4割であり、「対応策はない」が1%強でタイプ中最も少ない。なお、「授業の方法」を対策として実施しているのは、3%程度である。被虐待児童生徒に対する対応法としては、「教員間」「児童相談所」「市役所や区役所」との連携や「児童相談所への通告」を必要と思っているのが多い。なお、「被虐待児への授業方法の確立」

は1割強である。

特別支援教育の対象児童としては、「情緒障害の傾向」「LD(学習障害)の傾向」「高機能自閉症の傾向」「高機能自閉症以外の自閉的傾向」「アスペルガー症候群の傾向」「AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向」等の発達障害の傾向がある児童生徒や「身体にハンディキャップのある」児童生徒を対象であると考えられることが多い。ところで、現在特別支援教育の対象拡大された学習困難児に関連した「勉強がわからない児童生徒」は5割弱、「虐待の疑いがある児童生徒」は3割強、「家庭環境に問題がある児童生徒」は2割強でタイプ中最も多い。

『経済変化重視型』の養護教諭は、関東の小学校に務めている50代(平均44.3歳)の女性であり、教員としての経験は、ベテラン教諭(平均19.4年)で、現在の勤務校での勤務年数は、平均2.7年である。勤務学校は、通級指導学級の併設校の小規模校の平均児童生徒数は383.1人、平均学級数が12.9学級である。このような養護教諭が最も多い。

虐待の原因は、「家庭の崩壊」「親のストレス」「親の意識」「経済的不安」を原因とするのが多い。

勤務校に被虐待児が現在いるのが多く、平均2.9人で総児童生徒の0.8%にあたっている。認知されている被虐待児童のうち、特別支援教育を現在受けていないのが多く、受けている児童生徒の平均は1.9人で、総児童生徒数の平均0.8%、特別支援教育を受けている児童生徒の平均27.4%である。

被虐待児童生徒を発見した時の対応法としては、「管理職に報告しその指示を待つ」「担任に報告をする」がほとんどで、マニュアルが存在するのは1割強とタイプ中最も少ない。現在の学校にある被虐待児童生徒への対応策は、「管理職」「養護教諭」「教員間」と学内の連携や「児童相談所」との連携に重点がおかれているのが多く、「児童相談所への通報」は4割であり、3%程度だけ「対応策はない」がある。なお、「授業の方法」を対策として実施しているのは、3%弱である。被虐待児童生徒に対する対応法としては、「教員間」「児童相談所」「市役所や区役所」との連携や「児童相談所への通告」を必要と思っているのが多い。なお、「被虐待児への授業方法の確立」は1割強である。

特別支援教育の対象児童としては、「情緒障害の傾向」「LD(学習障害)の傾向」「高機能自閉症の傾向」「高機能自閉症以外の自閉的傾向」「アスペルガー症候群の傾向」「AD/HD(注意欠損/多動症)の傾向」等の発達障害の傾向がある児童生徒や「身体にハンディキャップのある」児童生徒、さらに「勉強がわからない児童生徒」は5割を対象であると考えられるが多い。ところで、現在特別支援教育の対象拡大された学習困難児に関連した、「虐待の疑いがある児童生徒」は3割強、「家庭環境に問題がある児童生徒」は2割強でタイプ中最も多い。

5. 結語—問題点と今後の展望

これらのことから、勤務地については、地域差がみられ、さらに、年齢や経験年数でもタイプによっても若干であるが差がみられた。このように、各タイプ間の基本的属性の特徴は、ほぼ同じような傾向ではあるが、詳細に検討をすると、例えば、『意識変化重視型』の養護教諭は、経験が長い養護教諭が多く、『経済変化軽視型』の養護教諭は経験が短い養護教諭が多いように、各タイプ間の特徴に差がみられた。虐待に関してしてみると、被虐待児童の有無や発見時の対応法や対応策については、各タイプ間であまり差がない。しかしながら、現在勤務校にいる被虐待児童のうち特別支援教育を受けている児童生徒は、『意識変化重視型』が多いなどの特徴がみられた。さらに、特別支援教育の対象児童に対する考え方も、基本的には、発達障害の傾向のある児童生徒を対象とする考え方が多いが、例えば、虐待の疑いがある児童生徒では『意識変化重視型』が、勉強がわからない児童生徒では『経済変化重視型』が、家庭環境に問題がある児童生徒では『意識変化軽視型』が、対象拡大の対象を考えている養護教諭が多いなど、各タイプ間で差がみられた。ということは、基本的には、虐待の原因重視している養護教諭や意識が変化していると思っている養護教諭は、虐待に対しての関心が高いといえよう。しかしながら、虐待に対しての対策などは校内での連携中心で、しかも児童相談所等への通告などは2の次になっているといえよう。

今後の問題としては、児童相談所等への通告が最大の問題となる。というのも『児童福祉法』や『児童虐待の防止等に関する法律』では通告が義務化されているからである。どのタイプの養護教諭も、情報収集や学内対応など消極的対応を重視しているからである。しかしながら、そのような対応により虐待死に至ったことは枚挙にいとまがないからである。その際に参考となるのが、文部科学省の報告書^{1) 0)}と同時公表された「研修資料」である。現在、各教育委員会に配布されているが、今回の調査からこの『研修資料』がほとんど活用されていない実態も浮き彫りとなっている。さらに、「特別支援教育」は学習困難児に対象が拡大された。ということは、発達障害の傾向がある児童生徒ばかりではなく、学習困難な児童生徒全てが対象となるのであるから、被虐待児童の教育の保障も重要な問題になるといえる。

現在、子どもの虐待が蔓延しており、児童養護施設などに送致される児童生徒はほとんどなく、家庭などに帰されており、学校や保育所に戻ってきているのである。そのような状況から、被虐待児童を守るためにも、保育所や学校が子どもにとって安全な場所にならなければならないと思う。安全の場所になるためには、保育者や教諭の意識を変化させることが重要と考えられる。

引用文献

1) 林幸範・石橋裕子・小杉幹子・今林俊一・林廣徳「特別支援教育に関する研究(2)－養護教諭が認識する特別支援教育の役割－」こども教育宝仙大学紀要, Vol.4, pp.11-24, 2013

2) 石橋裕子「特別支援教育に関する研究－特別支援教育における小・中・高校の養護教諭の役割－」帝京科学大

特別支援教育における被虐待児童への対応等に関する研究

学紀要, 第 10 号, pp.123-132, 2014

3) 林幸範・石橋裕子「特別支援教育における教員の役割に関する研究(1)ー多変量解析による特別支援教育の連携による教員のタイプとその特徴についてー」日本発達障害学会第 52 回大会発表論文集, 82, 2017

4) 石橋裕子・林幸範「特別支援教育における教員の役割に関する研究(2)ー連携による教員のタイプ別の教員の連携との関係についてー」日本発達障害学会第 52 回大会発表論文集, 64, 2017

5) 林幸範・石橋裕子「特別支援教育における教員の役割に関する研究(3)ー教員のタイプ別の連携の実態とその評価の関係についてー」日本応用心理学会第 80 回大会発表論文集, 2017

6) 石橋裕子・林幸範「特別支援教育における教員の役割に関する研究(5)ー教員の連携タイプ別の特別支援教育に対する実態と意識との関係についてー」日本特殊教育学会第 55 回発表論文集, 21, 2017

7) 林幸範・石橋裕子・今林俊一「特別支援教育における教員の役割に関する研究(6)ー教員のタイプ別の特別支援教育における外部との連携等の関係ー」日本教育心理学会発表論文集, 408, 2017

8) 石橋裕子・林幸範・今林俊一「特別支援教育における教員の役割に関する研究(9)ー連携による教員のタイプ別の発達障害の児童生徒との関係についてー」日本発達心理学会第 28 回発表論文, 644, 2017

9) 林幸範・石橋裕子・今林俊一「特別支援教育における教員の役割に関する研究(10)ー連携による教員のタイプ別の発達障害と関連するような特徴のある児童生徒との関係についてー」日本発達心理学会第 28 回発表論文, 645, 2017

10) 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」文部科学省, 2006

11) 石橋・林「特別支援教育における被虐待児への対応に関する研究(1)(2)」日本特殊教育学会第 53 回発表論文集, 2015

12) 石橋・林「特別支援教育における被虐待児への対応に関する研究(3)(4)」日本応用心理学会第 81 回発表論文集, 2015

13) 石橋・林・今林俊一「特別支援教育における被虐待児への対応に関する研究(5)(6)」日本発達心理学会第 26 回発表論文集, 2015

14) 杉山登志夫「子ども虐待という第四の発達障害」小学館, 2007

15) 石橋・林「養護教諭による虐待の原因の類型に関する研究(1)(2)」日本発達障害学会第 53 回発表論文集, 2018

16) 石橋・林「養護教諭による虐待の原因の類型に関する研究(3)(4)」日本応用心理学会第 84 回発表論文集, 2018

17) 石橋・林「養護教諭による虐待の原因の類型に関する研究(5)」日本特殊教育学会第 56 回発表論文集, 2018

18) 石橋・林「養護教諭による虐待の原因の類型に関する研究(6)」日本子ども虐待防止学会第 24 回発表論文集, 2018

19) 石橋・林「養護教諭による虐待の原因の類型に関する研究(7)(8)」日本発達心理学会第 29 回発表論文集, 2019